

(別添2)

国地契第83号
国官技第137号
国営計第85号
平成17年10月7日

各地方整備局総務部長あて
各地方整備局企画部長あて
各地方整備局営繕部長あて

大臣官房地方課長
大臣官房技術調査課長
大臣官房官庁営繕部計画課長

簡易型総合評価落札方式の実施に伴う手続について

技術提案を求め、その技術提案に基づき、価格に加え価格以外の要素も総合的に評価して落札者を決定する方式(以下「総合評価方式」という。)に関しては、「工事に関する入札に係る総合評価落札方式」(平成12年3月27日付け建設省会発第172号)、「総合評価落札方式の実施について」(平成12年9月20日付け建設省厚契発第30号)、「総合評価落札方式の実施に伴う手続について」(平成12年9月20日付け建設省厚契発第32号、建設省技調発第147号、建設省営計発第132号。以下「実施手続通知」という。)、「工事に関する入札に係る総合評価落札方式の性能等の評価方法について」(平成14年6月13日付け国地契第12号、国官技第58号、国営計第33号)等に基づき実施しているところである。

先に、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」(平成17年法律第18号)が施行され、今般、同法第8条第1項に基づき「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」(平成17年8月26日閣議決定)が定められたところであるが、同法においては、公共工事の品質は、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならないとされたところである。

また、平成17年7月29日付けで、国土交通省入札談合再発防止対策検討委員会において、「入札談合の再発防止対策について」が取りまとめられ、平成17年8月12日付け国官地第21号をもって事務次官から各地方整備局長等あて通知されたところであるが、同対策の具体的措置として、総合評価方式の拡大と充実が掲げられているところである。

については、総合評価落札方式の拡大及び充実を図るため、簡易な評価方法による「簡易型総合評価落札方式」の実施に係る手続を下記のとおり定めたので、適切に実施され

たい。

記

1 対象工事

「工事に関する入札に係る総合評価落札方式の標準ガイドライン」(「以下「標準ガイド」という。)及び「総合評価落札方式の実施に伴う手続きについて」(平成12年9月20日付け建設省厚契発第32号、建設省技調発第147号、建設省営計発第132号)(以下「手続き通達」という。)に基づき行われる工事で、標準ガイド第11(1)において設定する全ての評価項目が必須以外の評価項目である工事のうち、技術的な工夫の余地が少ない一般的な工事とする。

2 評価項目

標準ガイド第22による評価項目については、「簡易な施工計画」における「施工計画の実施手順の妥当性」等とし、「国土交通省直轄工事における品質確保促進ガイドライン」(平成17年9月30日付け国地契第78号、国官技第129号、国営計第82号の別添)を参照するものとする。

3 標準点及び加算点

標準ガイド第23の入札説明書等で示した最低限の要求要件を満たしている場合における評価点を「標準点」とし、標準点に、技術資料の内容に応じて与える点を「加算点」というものとする。

4 標準点と加算点との配点割合

標準ガイド第22による得点配分は、標準点を100点とし、加算点を10点から30点までの範囲内で工事の内容等に応じて適切に定めるものとする。

6 入札公告等に明示する事項

実施手続通知の記11(1)の評価基準は、「国土交通省直轄工事における品質確保促進ガイドライン」(平成17年9月30日付け国地契第78号、国官技第129号、国営計第82号の別添)を参照するものとする。

附 則

(適用期日)

- 1 この通知は、平成17年10月14日以降に入札手続を開始する工事から適用する。
(「総合評価落札方式の実施に伴う手続きについて」の一部改正)
(以下略)

工事に関する入札に係る総合評価落札方式の性能等の評価方法について（平成14年6月13日付け国地契第12号、国官技第58号、国営計第33号）新旧対照表
 （下線部分は改正部分）

新	旧
<p>標記に関しては、「総合評価落札方式の落札方式の実施について」（平成12年9月20日付け建設省厚契発第30号）に基づき実施しているところである。</p> <p>入札に参加する企業からの積極的な技術提案による技術面での競争を促進するとともに、価格のみならず総合的な価値による競争を促進することは、国にとって最良な調達を実現させ、公共工事の品質確保を図る上で有効であると期待されるとともに、ひいては、効率的かつ効果的な社会資本の整備、民間の技術開発の促進に寄与するものと期待される場所である。</p> <p>そこで、総合評価落札方式のより一層の適用性の拡大を図るとともに、事務の合理化に資するよう、総合評価落札方式により入札する場合の性能等の評価方法について、下記のとおり当面の<u>運用</u>をとりまとめたので、適切に実施されたい。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 性能等の評価方法に関する<u>運用</u></p> <p>(1) 対象工事 「工事に関する入札に係る総合評価落札方式の標準ガイドライン」（「以下「標準ガイド」という。）及び「総合評価落札方式の実施に伴う手続きについて」（平成12年9月20日付け建設省厚契発第32号、建設省技調発第147号、建設省営計発第132号）（以下「手続き通達」という。）に基づき行われる工事で、標準ガイド第1-1(1)において設定する全ての評価項目が必須以外の評価項目である<u>工事のうち、技術的な工夫の余地が少ない一般的な工事以外の工事</u>とする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 標準点と加算点との配点割合 標準ガイド第2-2においては、「評価項目及び得点配分は、工事における必要度・重要度に基づき適切に設定するものとする。」とされている。上記(1)の対象工事に係る性能等の評価手法については、上記標準ガイドの主旨を踏まえつつ、直接、配点割合を設定する方式により行うものとする。この場合、当面、標準的には標準点を100点とし、<u>加算点を10点から50点までの範囲内で工事の内容等に応じて適切に定めるものとする。</u></p> <p>(4) 加算点の評価方式 評価項目の加算点の評価方式は、標準ガイド第2-5に従い、性能等を数値化できるものについては下記によるものとし、数値化が困難で定性的に表示せざるを得ないものについては下記又はのいずれか適切なものによるものとする。 評価項目が複数ある場合は、各評価項目の内容等に応じて適切に重み付け</p>	<p>標記に関しては、「総合評価落札方式の落札方式の実施について」（平成12年9月20日付け建設省厚契発第30号）に基づき実施しているところである。</p> <p>入札に参加する企業からの積極的な技術提案による技術面での競争を促進するとともに、価格のみならず総合的な価値による競争を促進することは、国にとって最良な調達を実現させ、公共工事の品質確保を図る上で有効であると期待されるとともに、ひいては、効率的かつ効果的な社会資本の整備、民間の技術開発の促進に寄与するものと期待される場所である。</p> <p>そこで、総合評価落札方式のより一層の適用性の拡大を図るとともに、事務の合理化に資するよう、総合評価落札方式により入札する場合の性能等の評価方法について、下記のとおり当面の<u>運用試行案</u>をとりまとめたので、適切に実施されたい。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 性能等の評価方法に関する<u>運用試行案</u></p> <p>(1) 対象工事 「工事に関する入札に係る総合評価落札方式の標準ガイドライン」（「以下「標準ガイド」という。）及び「総合評価落札方式の実施に伴う手続きについて」（平成12年9月20日付け建設省厚契発第32号、建設省技調発第147号、建設省営計発第132号）（以下「手続き通達」という。）に基づき行われる工事で、標準ガイド第1-1(1)において設定する全ての評価項目が必須以外の評価項目である工事とする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 標準点と加算点との配点割合 標準ガイド第2-2においては、「評価項目及び得点配分は、工事における必要度・重要度に基づき適切に設定するものとする。」とされている。上記(1)の対象工事に係る性能等の評価手法については、上記標準ガイドの主旨を踏まえつつ、直接、配点割合を設定する方式により行うものとする。この場合、当面、標準的には標準点を100点、<u>加算点を10点とし、工事の内容等に応じて加減するものとする。</u></p> <p>(4) 加算点の評価方式 評価項目の加算点の評価方式は、標準ガイド第2-5に従い、性能等を数値化できるものについては下記によるものとし、数値化が困難で定性的に表示せざるを得ないものについては下記又はのいずれか適切なものによるものとする。 評価項目が複数ある場合は、各評価項目の内容等に応じて適切に重み付け</p>

を行い、標準的には加算点が10点から50点までの範囲内で工事の内容等に応じて適切に定めたものとなるよう各評価項目毎の加算点を定めるものとする。

数値方式

評価項目の性能等の数値により点数を付与する方式。

この場合、標準的には、提示された最高の性能等の数値に50点（加算点が50点の場合。）から10点（加算点が10点の場合。）を、最低限の要求要件を満たす性能等の数値に0点を付与する。また、その他の入札参加者が提示した性能等については、それぞれの性能等の数値に応じ按分した点数を付与するものとする。

判定方式

数値化が困難な評価項目の性能等に関して、例えば、優/良/可で評価、判定する方式。

この場合、標準的には、それぞれに50～10/25～5/0点を付与するものとする。

なお、4段階以上で評価、判定することもできるものとする。

順位方式

数値化が困難な評価項目の性能等に関して、入札参加者を順位付けし、順位により点数を付与する方式。

この場合、標準的には、入札参加者の最上位者に50～10点、最下位者に0点を付与し、中間の者には均等に按分して点数を付与するものとする。

を行い、標準的には加算点が10点となるよう各評価項目毎の加算点を定めるものとする。

数値方式

評価項目の性能等の数値により点数を付与する方式。

この場合、標準的には、提示された最高の性能等の数値に10点を、最低限の要求要件を満たす性能等の数値に0点を付与する。また、その他の入札参加者が提示した性能等については、それぞれの性能等の数値に応じ按分した点数を付与するものとする。

判定方式

数値化が困難な評価項目の性能等に関して、優/良/可で評価、判定する方式。

この場合、標準的には、それぞれに10/5/0点を付与するものとする。

順位方式

数値化が困難な評価項目の性能等に関して、入札参加者を順位付けし、順位により点数を付与する方式。

この場合、標準的には、入札参加者の最上位者に10点、最下位者に0点を付与し、中間の者には均等に按分して点数を付与するものとする。